

留学

- (1) 外国の大学院等へ留学を志願する場合は、所属研究科の担当教員に相談後、所定の「留学願」を学務課に提出し、学長の許可を得なければなりません。
- (2) 許可を得て留学した期間は、1 年を限度として在学期間に含めることができます。
- (3) 留学先の外国の大学院で修得した単位は、その内容を審査した上で、15単位を限度として本学の修了要件単位として認めることがあります。